

[平成 28 年 9 月 8 日施行]  
[令和 6 年 4 月 1 日一部改正]

## 和歌山県データ利活用アドバイザーボード設置要綱

### (目的)

- 1 本県のデータ利活用を推進する取組に対し、全国の研究者等から助言や協力をいただくとともに、本県の取組成果を全国に発信していただくことを目的として、「和歌山県データ利活用アドバイザーボード」（以下「アドバイザーボード」という。）を設置する。

### (所掌事務)

- 2 アドバイザーボードは、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) データ利活用推進に関する取組への助言、評価、協力及び情報発信等
  - (2) その他目的を達成するために必要な事項

### (組織)

- 3 アドバイザーボードの委員は、データ利活用に深い造詣を有する研究者等のうちから選定する。

### (事務局)

- 4 アドバイザーボードの事務局を、企画部企画政策局企画課に置く。

### (守秘義務)

- 5 委員は、アドバイザーボードの活動において知り得た情報を他に漏らしてはならない。委員でなくなった後も同様とする。

### (施行の細目)

- 6 この要綱の施行に関し必要な事項は、企画課長が定める。